

建 不 第 5 4 4 号

平成 2 0 年 7 月 3 0 日

各 関 係 団 体 の 長 様

千 葉 県 県 土 整 備 部 長

(公印省略)

経営事項審査の改正に係る再審査を受けていない業者に対する

平成 2 0 年 7 月 3 0 日 以 降 の 対 応 に つ い て (通 知)

経営事項審査制度が本年 4 月 1 日に改正されたことに伴い、改正前の評価方法によって審査の結果の通知を受けた者は、建設業法施行規則第 2 0 条第 2 項に基づき改正の日から 1 2 0 日以内(平成 2 0 年 7 月 2 9 日)までに再審査を申し立てることができるとなっています。

本年 1 0 月 頃 を 予 定 し て い る 県 の 入 札 参 加 資 格 審 査 申 請 に つ い て は 、 改 正 後 の 経 営 事 項 審 査 の 結 果 通 知 が 必 要 で あり、県内の市町村でも同様の取扱いをすることが多いと聞いています。

ところが、入札参加を希望するにもかかわらずいまだ再審査を受けていない業者がかなり存在するとみられることから、7 月 3 0 日 以 降 も 再 審 査 を 希 望 す る 業 者 に つ い て、別紙のとおり対応することとしました。

つきましては、内容の周知につきまして御協力をお願いします。

担当

千葉県県土整備部建設・不動産業課

建設業・契約室 鈴木 賢一

TEL 043-223-3113

FAX 043-225-4012

E-mail kenhu3@mz.pref.chiba.lg.jp

<別紙1>

1 申請の区分

「経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求」

(法第27条の26第2項及び法第27条の29第1項)

2 審査の内容

再審査と同様の審査を実施する

→ 新たに設けられた項目に関するもの以外、現在の結果に対する追加・訂正・修正・変更等は不可

3 提出書類等

再審査と同様とする

(1) 添付資料

ア 省略できるもの

(ア) 経営規模等評価対象建設業に係る建設工事の工事経歴書(平成20年4月1日以後の制度に基づく様式第2号。経営規模等評価の申請を行う場合の記載方法に従い作成されたものに限る。)

(イ) 経営規模等評価対象建設業に係る建設工事の工事経歴書(平成20年3月31日以前の制度に基づく様式第2号の2。)

(ウ) 防災協定書等【証明書は原本】

イ 追加で必要なもの

書 類 名	経 営 規 模 等 評 価	総 合 評 定 値 請 求	摘 要
経営規模等評価対象建設業に係る建設工事の工事経歴書(平成20年3月31日以前の制度に基づく様式第2号の2。)	○		・20002帳票の項番31カラム3から18に記載した期間に含まれる各事業年度に係るもの(過去に一度経営規模等評価を受けたもの)。 ・「㊟建設業許可に係る決算変更届出書」に添付した工事経歴書(平成20年3月31日以前の制度に基づく様式第2号の2。)の提示により確認できる場合は省略可。 ・「㊟建設業許可に係る決算変更届出書」

		の提示により当該評価済みの工事経歴書 (平成20年3月31日以前の制度に基づく 様式第2号の2。)の確認ができない場合は、 既に受けた経営規模等評価の申請時に提出 した工事経歴書(平成20年3月31日以前 の制度に基づく様式第2号の2。)を再度添 付してください。
当初の経営規模等評価結果 通知書【写】	○	・再審査の対象となる経営規模等評価結果 通知書の写し
当初の経営規模等評価申請 書一式副本【写】	○	・再審査の対象となる経営規模等評価申請 書一式副本の写し

(2) 提示資料

ア 省略できるもの

- (ア) 新たに消費税の確定申告書の申請者控【原本】
 - (イ) 消費税と地方消費税の納税証明書【原本】
 - (ウ) 契約内容が確認できる書類
 - (エ) 給与所得の源泉徴収簿
 - (オ) 健康保険及び厚生年金保険に係る被保険者標準報酬決定通知書【原本】
等
 - (カ) 住民税特別徴収税額通知書【原本】
 - (キ) 雇用保険に係る確認書類【原本】
 - (ク) 建設業退職金共済制度に係る確認書類【原本】
 - (ケ) 退職一時金制度若しくは企業年金制度に係る確認書類【原本】
 - (コ) 法定外労働災害補償制度に係る確認書類【原本】
 - (サ) 公認会計士等の数及び二級登録経理試験合格者の数に係る確認書類
【証明書は原本】
 - (シ) 出向協定書等
- イ 追加で必要なもの
特になし

4 審査日

通常の審査日と同じ(扱いは指定日無)

5 審査会場

千葉市中央区中央4-13-28 新都市ビル9階 経営事項審査室

6 手数料

通常と同額で以下のとおり

区分 納入額	経営規模等評価申請及び総合評 定値請求を同時に行う場合	経営規模等評価申請 のみを行う場合	総合評定値請求のみ を行う場合
1 業種	11,000 円	10,400 円	600 円
2 業種	13,500 円	12,700 円	800 円
3 業種	16,000 円	15,000 円	1,000 円
4 業種以上	16,000 円に、1 業種増すごとに 2,500 円を加算した額	15,000 円に、1 業種 増すごとに 2,300 円 を加算した額	1,000 円に、1 業種増 すごとに 200 円を加 算した額

7 7月29日に再審査の審査を受け、補正を指示された者への対応

- ア 7月31日に補正書類を持参し、審査を終了した者 …… 手数料は減免
イ 8月4日以降に持参し、審査を終了した者 …………… 6のとおりの手
数を求める。

建設業法施行規則第20条第2項

2 法第27条の23第3項の経営事項審査の基準その他の評価方法(経営規模等評価に係るものに限る。)が改正された場合において、当該改正前の評価方法に基づく法第27条の27の規定による審査の結果の通知を受けた者は、前項の規定にかかわらず、当該改正の日から120日以内に限り、再審査(当該改正に係る事項についての再審査に限る。)を申し立てることができる。